

自主独立への第一歩

—— アッペール会創立 50 周年記念総会開催 ——

アッペール会創立 50 周年記念総会が去る 11 月 15 日(土)、東洋食品工業短期大学講堂に於いて正会員 121 名の出席のもとに開催されました

野上副会長の総合司会で幕を明けた創立 50 周年という節目の総会は、同副会長の開会宣言を皮切りに、規約に基づき稲垣会長が議長に選出され、挨拶の後、総会の指揮を執り進行いたしました。

最初に太田副会長より過去 10 年間主要活動経過報告が行われ、満場の拍手でもって承認されました。引き続き議案審議へと移行し、同副会長より、今後のアッペール会の運営方針を基軸とする第 1 号議案の提議がなされ、満場の拍手でもって承認・可決されました。これを受け、羽場副会長より規約改正に係る第 2 号議案が提議され、満場の拍手でもって承認・可決され、これによりアッペール会は新生アッペール会として新たな門出をすることとなりました。

最後に渡辺副会長より閉会の辞が述べられ、総会は滞りなく終了いたしました。

当日は、母校の創立 70 周年記念式典が開催され、諸行事が盛大に執り行われました。

アッペール会員も総会終了後、体育館で行われた懇親パーティーに参加し、旧交を温め合ったり、近況を披露し合ったり、

また健康を気遣う様子の会話もあり老若入り乱れて楽しいひと時を過ごしたことでした。



懇親パーティー後の植樹祭では、体育館と図書館との間に設けられた中庭に、赤い実を結んだ『鵜(モチ)の木』が、かつての記念大会で植えられた記念樹に並んで、アッペール会創立 50 周年記念に相応しい華麗な姿を見せ、お歳を召された方々が、次々と感慨深げにスコップを手にとっていた光景が印象的でした。



記念植樹 鵜の木(モチノキ)

学名: *Ilex integra*

花期: 春

結実期: 初冬



植樹祭の後、全員で本学校舎を背景に記念写真に納まりました。



上程可決資料

過去10年間の主要経過

- ・ 平成11年以降、14年までは、大学側に全面業務を付託。
- ・ 14年以降、自主的運営を求められる。
- ・ 15年からアップール会技報の刊行縮小、年4回の旬刊発行となる。
- ・ 大学の HP 開設、アップール会は本部役員会、支部総会経過、関連情報を添付。
- ・ 17年、アップール会 OB 萬宮氏を事務局に任命、一般業務は大学側があたる。
- ・ 18年10月に技報最終号を発刊、廃刊。規約の改正作業に着手、50周年記念総会の準備、今日に至る。

1号議案関連

今後のアップール会の進め方)

目的は会員相互のコミュニケーションを図る。

・事務局は極力アップール会のメンバーに委ねる。局員には報酬、交通費を支給する。任期は原則2年とする。(下線部は規約との絡みもありここでは割愛)

・事務所は大学に置かせてもらう。

・会員とのコミュニケーションは極力 WEB を利用し、効率・経済的な運営を図る。

2号議案関連

アップール会規約の改定

改定の主旨

1. 社会情勢の変化への対応等の観点から、母校および東洋製罐㈱に対する依存体質からの脱却を図り、出来得る限り自主独立を目指します。
2. そのために、組織の在り方・運営方法、機関が担う役割等について体系的かつ抜本的な見直しを行います。
具体的には、支部活動に係る『支部規約』を廃止するとともに支部の活動形態を『アピール会規約』に規定し、支部は『アピール会規約』の下、運営することにします。また、本部に、業務をつかさどる事務局を新設します。
3. 各規定・条項に見出しを設け分かりやすく分類・再編成し、また、付番を整備し条文についても表現を見直します。

アピール会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は東洋罐詰専修学校と東洋食品工業短期大学の同窓会でアピール会(以下本会という)と称する。

(本部所在地)

第 2 条 本会は、本部を東洋食品工業短期大学内に置く。

(組 織)

第 3 条 本会は次の組織を持つ。

1. 本 部

本部は役員会で構成する。

2. 支 部

支部は役員会の議を経て地区毎に設け、その所属する会員で構成する。

(会 員)

第 4 条 本会は次の会員を持って組織する。

1. 正会員

東洋罐詰専修学校並びに東洋食品工業短大学卒業者および聴講修了者

2. 特別会員

学校法人東洋食品工業短期大学並びに財団法人東洋食品研究所の理事、監事及び教職員

3. 準会員

- (1) 東洋食品工業短期大学在学学生
- (2) 本会の役員会において推薦された者

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 5 条 本会は会員相互の親睦と知識技能の向上を図り、母校の発展と食品業界の進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

第 6 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 研修会、講演会等の開催
2. 会報、会誌等の発行
3. 母校への協力
4. 在学生に対する援助
5. その他本会の目的達成に意義のある行事

第 3 章 機 関

(機 関)

第 7 条 本会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 役員会

(総 会)

第 8 条 総会は本会の最高決議機関であって、すべての正会員で構成する。

(総会の開催)

第 9 条 総会は役員会の議を経て会長が招集し、原則として5年に1回開催する。

但し、役員会で必要と認めるときは臨時に開催することができる。

(総会の決議事項)

第 10 条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

1. 本会の運営方針
2. 規約の改廃
3. その他役員会で必要と認めた事項

但し、緊急やむを得ないときは役員会で決議することができる。

(総会の決議)

第 11 条 総会は全支部の承認で成立し、決議 は出席正会員の多数決による。但し可否同数

のときは議長が決定する。

2. 総会において役員には、発言権を有するが議決権を有しない。

(役員会)

第 12 条 役員会は総会の決議に従って本会の運営に当たり、総会に対して責任を負う。

(役員会の業務)

第 13 条 役員会は次の業務を行う。

1. 支部の制定、統廃合
2. 年度事業計画の策定と実行
3. 予算の審議および決算の承認
4. その他総会で決議された重要事項の遂行

(役員会の構成)

第 14 条 役員会は会長、副会長、幹事、会計幹事、事務局員および会計監査で構成する。

(役員会の開催)

第 15 条 役員会は会長が招集し、年1回開催する。但し、次の場合は臨時に開催することができる。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 幹事の2分の1以上の要請があったとき

(役員会の決議)

第 16 条 役員会は幹事の3分の2以上の出席で成立し、決議は出席幹事の過半数による。但し可否同数のときは議長が決定する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 17 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 4名
3. 幹 事 若干名
4. 会計幹事 2名

(役員を選出)

第 18 条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 会 長 役員会で選出する。
2. 副 会 長 正会員の中より会長が推薦し、役員会の承認を得る。
3. 幹 事 各支部で正会員の中より1名選出する。この場合、幹事は支部長を担う。
4. 会計幹事 正会員の中から会長が指名する。

(役員任期)

第 19 条 役員の任期は、期首から翌期末までの2年とし再選を妨げない。

2. 役員が任期中やむを得ない理由により辞任したときは補欠選出する。その任期は前任者の残任期間とする。

(会 長)

第 20 条 会長は総会及び役員会の議長となり、会務を統括し本会を代表する。

(副会長)

第 21 条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(幹 事)

第 22 条 幹事は、本会の事業の立案、企画に参画するとともに会務を分掌し、担当する支部を代表する。

(会計幹事)

第 23 条 会計幹事は、本会の会計事務を行う。

(事務局)

第 24 条 本会に事務局を置く。

2. 事務局は事務局長1名および事務員若干名で構成する。
3. 事務局長は、原則として正会員の中から役員会で選出し、任期は期首から翌期末までの2年とする。
4. 事務局は会長の指示のもと、本会の庶務を司るものとし、業務は次のとおりとする。
 - (1) 総会、役員会の開催および審議事項の事務処理
 - (2) 議事の記録、保管等の業務
 - (3) 行事の手配
 - (4) その他運営に関する業務

(会計監査)

第 25 条 会計監査は、正会員の中から2名を役員会で選出する。任期は、期首から翌期末までの2年とする。

2. 会計監査は本会会計を監査し、役員会に報告する。
会計監査報告は会長の承認を得て書類の送付をもってこれに代えることができる。

(名誉会長)

第 26 条 本会は東洋食品工業短期大学長を名誉会長に推薦する。

(顧問・相談役)

第 27 条 本会は役員会の決議により顧問及び相談役を置く。

2. 顧問及び相談役は役員会に出席し、意見を述べることができる。

第 5 章 支部および支部集会

(支部の名称)

第 28 条 支部は、アピール会を冠とし、地区を代表する名称をもって称する。

(支部集会)

第 29 条 支部集会は所属する正会員で構成し、支部長が招集する。

2. 支部長とは、支部を担当する幹事をいう。

(支部集会の開催)

第 30 条 支部集会は原則として毎年1回開催する。但し、研修会、講演会等の開催、会員相互の交流を深める等本会の目的達成に有意義な行事は随時開催することができる。

(支部幹事会)

第 31 条 支部は、支部長のほか支部役員を置き、支部幹事会を構成することができる。

2. 支部幹事会は支部長が招集し、支部集会の開催・運営等に関する諸条件を整備する。

(支部会計)

第 32 条 支部の会計は支部活動助成金、寄付金等で運営する。

(支部集会に伴う臨時会費)

第 33 条 必要あるときは支部幹事会の議を経て臨時会費を徴収することができる。

(支部会計報告)

第 34 条 支部は毎年1回、本部へ会計報告をしなければならない。

第 6 章 会 計

(会 計)

第 35 条 本会の会計は入会金、会費及び寄付金等で運営する。

(入会金・会費)

第 36 条 入会時は入会金を納めなければならない。

正会員は所定の会費を納めなければならない。ただし、準会員からは会費を徴収しない。

(臨時会費)

第 37 条 必要あるときは役員会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第 38 条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計報告)

第 39 条 会計幹事は会計監査の監査を受け、役員会へ毎年1回会計報告をしなければならない。

第 7 章 そ の 他

(細 則)

第 40 条 本会会計に関する運用細則については別に定める。

(実 施)

第 41 条 この規約は平成20年11月15日改正実施する。

昭和33年10月11日	制 定
昭和53年 3月21日	全部改定
平成20年11月15日	一部改定